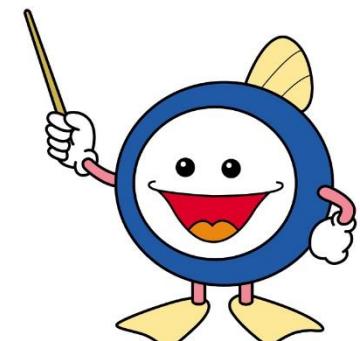


令和6年度第3回小川町下水道事業審議会 資料

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 の改定(案)について

令和7年3月18日(火)

上下水道課 下水道グループ



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目 次

1 これまでの振り返り

P3

- (1) 公営企業の現状と全国的な課題
- (2) 小川町下水道事業の状況
- (3) 経営戦略改定による結論

2 下水道使用料の改定(案)

P7

- (1) 必要となる改定率の試算
- (2) 維持管理負担金単価の改定を反映
- (3) 改定方法(使用料表)の検討
- (4) 改定による使用料シミュレーション
- (5) 他団体比較

3 農業集落排水施設使用料の改定(案)

P12

- (1) 必要となる改定率の試算
- (2) 使用料改定までの流れ
- (3) 農業集落排水施設使用料の改定イメージ
- (4) 改定による使用料シミュレーション

4 答申書(案)の検討

P16

5 今後の予定

P17

1 これまでの振り返り

(I) 公営企業の現状と全国的な課題

公共下水道、農業集落排水などの公営企業は、**全国的に共通の課題**を抱えており、**経営戦略に基づいた更なる経営改革**が求められています。

公営企業の現状及びこれからの課題

令和6年10月 総務省資料

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- 】  さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)



- 令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

1 これまでの振り返り

(I) 公営企業の現状と全国的な課題

令和6年10月 総務省資料

経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

小川町下水道事業における経営戦略

●平成29年 3月 …… 経営戦略を策定

●令和 4年 3月 …… 1度目の改定を実施

→令和7年度中を目途に「**使用料の改定を検討する**」ことになりました。

●令和 6年10月 …… 2度目の改定を実施

→説明根拠を明確にするため、**具体的な使用料改定率を算出**しました。

1 これまでの振り返り

(2) 小川町下水道事業の状況

事業	使用料が上がる要素	使用料を下げる取組み
公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none">●下水道施設(管路、ポンプ等)の老朽化に伴う更新費用の発生●流域下水道(県)へ支払う汚水処理単価の改定(令和8年度から20%程度値上げ)	<ul style="list-style-type: none">●将来人口を想定した公共下水道区域の見直し(令和2年度に実施)●人口規模に見合った施設のダウンサイジング(中継ポンプ場をマンホールポンプへ改築予定)
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none">●人口及び有収水量の減少による使用料収入の減少●物価(建設資材等)の高騰、光熱水費の増加	<ul style="list-style-type: none">●リスクの許容(耐用年数を経過した施設(管路等)も、点検・修繕のうえ継続して使用していく) →ストックマネジメント実施方針の策定
	<ul style="list-style-type: none">●基準外繰入(使用料収入の1.5倍)の解消●汚水処理施設を複数保有	<ul style="list-style-type: none">●施設の統廃合(奈良梨・上横田地区クリーン施設を新川地区水循環センターに統合し、後年の維持管理費を軽減)

● 公共下水道事業(平成10年度～)、農業集落排水事業(平成9年度～)とも、これまで一度も使用料改定(実質的な値上げ)を行っておりませんでしたが、今後は経営が成り立たない状況です。

1 これまでの振り返り

(3) 経営戦略改定による結論

① 現状の確認



汚水処理費用を使用料収入で賄えておらず、
一般会計繰入金に依存し、財政的に自立できていない状態です。

② 今後の見通し



人口及び有収水量の減少による**使用料収入減少**、
県へ支払う**汚水処理費用の大幅値上げ**等に加え、
今後は施設の**老朽化対策**も必要となります。

③ 必要な取組方針



経費削減の取組み

施設統合、ダウンサイジング等をはじめ、
様々な視点から経営努力を継続していきます。

収入増加の取組み

一般会計繰入金は削減していく必要があります、
更なる財源確保の取組みが必要です。



令和8年度から使用料を改定する必要があります。

2 下水道使用料の改定(案)

(I) 必要となる改定率の試算

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
	公共下水道事業収益	430,026	466,748	465,223	461,414	457,567	453,677	449,775	445,354	441,085	436,814
収入	営業収益（下水道使用料等）	203,416	215,570	216,069	214,283	212,460	210,593	208,714	206,317	204,071	201,823
	営業外収益（一般会計からの繰入金）	226,610	251,178	249,154	247,131	245,107	243,084	241,061	239,037	237,014	234,991
	公共下水道事業資本的収入	349,578	231,200	173,100	174,700	183,600	134,400	141,000	143,200	113,400	105,700
	企業債	254,700	177,700	169,100	171,200	181,100	133,400	140,500	142,700	113,400	105,700
	補助金等	94,878	53,500	4,000	3,500	2,500	1,000	500	500	0	0
	収入合計（現金収入を伴わない長期前受金戻入は含まない）	779,604	697,948	638,323	636,114	641,167	588,077	590,775	588,554	554,485	542,514

	公共下水道事業費用	276,921	239,377	270,630	258,157	254,133	257,377	253,313	255,474	235,788	231,681
支出	営業費用（経費、人件費等）	232,137	199,170	232,686	222,101	219,599	224,141	221,671	225,066	206,422	203,588
	営業外費用（企業債の支払利息）	44,784	40,207	37,944	36,056	34,534	33,236	31,642	30,408	29,366	28,093
	公共下水道事業資本的支出	562,088	465,726	416,664	421,791	433,862	383,337	386,188	382,529	354,118	344,376
	建設改良費（管きょ、ポンプ等の建設費用）	275,226	180,872	134,598	145,144	157,144	113,144	127,144	141,144	113,144	113,144
	企業債償還金（企業債の元金償還）	286,862	284,854	282,066	276,647	276,718	270,193	259,044	241,385	240,974	231,232
	支出合計（現金支出を伴わない減価償却費は含まない）	839,009	705,102	687,293	679,947	687,994	640,713	639,500	638,002	589,905	576,056

収支（収入合計 - 支出合計）	-59,405	-7,155	-48,970	-43,834	-46,827	-52,636	-48,726	-49,448	-35,421	-33,543
-----------------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

資金残高（使用料改定を行わない場合）	60,388	53,233	4,263	-39,571	-86,398	-139,034	-187,760	-237,208	-272,629	-306,172
--------------------	--------	--------	-------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------



経営戦略の目標「資金不足を解消し、令和15年度に資金残高1億円を確保」を達成するためには、**25%の改定が必要**です。

資金残高（令和8年度に25%改定した場合）	60,388	53,233	58,263	67,982	74,253	74,248	77,683	79,797	95,376	112,271
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

2 下水道使用料の改定(案)

(2) 維持管理負担金単価の改定(令和8年度~)を反映

→ 小川町から埼玉県(市野川流域下水道)へ支払う汚水処理費

現時点で、埼玉県から2通りの改定率が提示されています。

試算① 市野川水循環センター包括委託執行率 100%の場合

試算② 市野川水循環センター包括委託執行率 106%の場合

	試算①	試算②
維持管理負担金の改定率(県の提示)	19.5%	26.4%
小川町下水道使用料の改定率	25%	29%

下水道使用料の改定率は、経営戦略の改定結果を踏まえて算出しました。

町では、次の点を考慮し、令和8年度から25%の使用料改定をお願いすることとします。

ア 使用者負担の軽減のため、可能な限り改定率を抑制したい。

イ 同じ流域下水道(滑川町・嵐山町)と連携し、維持管理負担金単価の抑制を県に要望中。

ウ 仮に試算②が採用された場合は、3~5年毎に経営戦略を改定する際、都度使用料を見直すことで対応する。

2 下水道使用料の改定(案)

(3) 改定方法(使用料表)の検討

現行		滑川町			嵐山町			小川町		
下水道使用料(月額)		税抜	税込	区分	税抜	税込	区分	税抜	税込	
基本使用料(10m ³ まで)		1,000	1,100	基本使用料(10m ³ まで)	1,000	1,100		952.50	1,047.750	
超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超える20m ³ まで	130	143	10m ³ を超える20m ³ まで	130	143		123.80	136.180	
	20m ³ を超える30m ³ まで	150	165	20m ³ を超える30m ³ まで	150	165		142.90	157.190	
	30m ³ を超える50m ³ まで	170	187	30m ³ を超える50m ³ まで	170	187		161.90	178.090	
	50m ³ を超える100m ³ まで	190	209	50m ³ を超える100m ³ まで	190	209		180.95	199.045	
	100m ³ を超える200m ³ まで	210	231	100m ³ を超える200m ³ まで	210	231		200.00	220.000	
	200m ³ を超える500m ³ まで	230	253	200m ³ を超える400m ³ まで	230	253		219.05	240.955	
	500m ³ を超える分	260	286	400m ³ を超える600m ³ まで	250	275		238.10	261.910	
				600m ³ を超える分	270	297		257.15	282.865	

改定後		滑川町			嵐山町			小川町			
下水道使用料(月額)		税抜	税込	改定率	区分	税抜	税込	改定率	税抜	税込	改定率
基本使用料(10m ³ まで)		1,250	1,375	25.0%	基本使用料(10m ³ まで)		0		1,190	1,309	24.9%
超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超える20m ³ まで	160	176	23.1%	10m ³ を超える20m ³ まで		0		150	165	21.2%
	20m ³ を超える30m ³ まで	190	209	26.7%	20m ³ を超える30m ³ まで		0		180	198	26.0%
	30m ³ を超える50m ³ まで	220	242	29.4%	30m ³ を超える50m ³ まで		0		200	220	23.5%
	50m ³ を超える100m ³ まで	240	264	26.3%	50m ³ を超える100m ³ まで		0		230	253	27.1%
	100m ³ を超える200m ³ まで	260	286	23.8%	100m ³ を超える200m ³ まで		0		250	275	25.0%
	200m ³ を超える500m ³ まで	280	308	21.7%	200m ³ を超える400m ³ まで		0		270	297	23.3%
	500m ³ を超える分	330	363	26.9%	400m ³ を超える600m ³ まで		0		300	330	26.0%
					600m ³ を超える分		0		320	352	24.4%
			平均改定率	25%				平均改定率		平均改定率	25%

改定率を一律(端数処理あり)とする。
使用者負担の公平性の観点から、基本使用料と超過使用料の

2 下水道使用料の改定(案)

(4) 改定による使用料シミュレーション

基本使用料と超過使用料の改定率を一律とした場合、
使用水量が異なっても、増加率は同様となります。

世帯人員	2か月 平均 使用水量(m ³)	2か月 下水道使用料(税込)			
		現行	改定後	増加額	増加率
1人	16	2,095	2,618	523	25.0%
2人	30	3,457	4,268	811	23.5%
3人	40	4,819	5,918	1,099	22.8%
4人	46	5,762	7,106	1,344	23.3%
5人	56	7,334	9,086	1,752	23.9%
6人以上	68	9,387	11,638	2,251	24.0%
参考	100	15,086	18,678	3,592	23.8%
	200	34,991	43,978	8,987	25.7%
	400	78,991	98,978	19,987	25.3%
	600	127,182	158,378	31,196	24.5%

どの世帯に対しても、公平に負担増をお願いすることになります。

2 下水道使用料の改定(案)

(5) 他団体比較

公共下水道使用料一覧表(家庭用20m³/月・税込)

No	団体名	令和5年度末まで		令和6年度以降	
		改定日	使用料(実績)	改定予定日	予定使用料
1	深谷市	R2.12.1	3,520		
2	横瀬町		3,300		
3	日高市		2,761		
4	飯能市		2,706		
5	熊谷市	R5.4.1	2,585		
6	越谷市	R3.9.1	2,574		
7	美里町	R4.10.1	2,563		
8	滑川町		2,530	R8.4.1	3,135
9	嵐山町		2,530	R8.4.1	
10	本庄市		2,497	R6.10.1	2,827
11	さいたま市		2,459		
12	白岡市	R4.10.1	2,443		
13	神川町		2,420		
14	小川町		2,410	R8.4.1	2,959
15	伊奈町		2,398		
16	春日部市		2,376		
17	坂戸・鶴ヶ島		2,343		
18	鴻巣市		2,310		
19	寄居町		2,310		
20	羽生市	R5.1.1	2,310		
21	皆野・長瀬		2,310		
22	志木市		2,255		
23	三郷市	R2.4.1	2,214		
24	熊谷市(妻沼)		2,200		
25	上里町		2,167		
26	上尾市		2,156		
27	秩父市	R2.11.1	2,151		
28	吉見町		2,145		
29	行田市		2,035	R7.3.1	2,442
30	松伏町		2,035	R6.12.1	2,200

No	団体名	令和5年度末まで		令和6年度以降	
		改定日	使用料(実績)	改定予定日	予定使用料
31	東松山市			2,035	
32	川口市			1,998	
33	桶川市			1,980	R6.4.1 2,728
34	北本市			1,980	R6.6.1 2,288
35	八潮市			1,980	R6.7.1 2,174
36	蓮田市			1,980	
37	加須市			1,952	
38	草加市			1,947	
39	毛呂山・越生・鳩山			1,925	
40	宮代町			1,883	
41	吉川市			1,870	
42	杉戸町			1,870	
43	久喜市			1,870	
44	入間市			1,815	
45	狭山市			1,727	
46	富士見市			1,650	
47	所沢市			1,639	
48	新座市			1,639	
49	川越市			1,595	
50	幸手市			1,595	
51	川島町			1,540	
52	三芳町			1,540	
53	ふじみ野市			1,367	
54	蕨市			1,309	
55	和光市			1,262	
56	朝霞市			1,155	
57	戸田市			1,023	

令和6年度以降は、ホームページ等で確認
できた団体のみ記入しています。

3 農業集落排水施設使用料の改定(案)

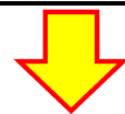
(I) 必要となる改定率の試算

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
	農業集落排水事業収益	80,245	66,684	65,181	63,679	62,203	60,726	59,264	57,812	56,375	54,951
	営業収益 (農業集落排水施設使用料等)	18,547	17,924	17,458	16,993	16,553	16,113	15,687	15,272	14,872	14,484
	営業外収益 (一般会計からの繰入金)	61,698	48,760	47,723	46,686	45,650	44,613	43,577	42,540	41,503	40,467
	農業集落排水事業資本的収入	156,214	4,000	5,000	0	2,000	0	11,000	0	0	105,750
	企業債	113,400	4,000	5,000	0	2,000	0	11,000	0	0	78,000
	補助金 (県補助金)	42,814	0	0	0	0	0	0	0	0	27,750
	収入合計 (現金収入を伴わない長期前受金戻入は含まない)	236,459	70,684	70,181	63,679	64,203	60,726	70,264	57,812	56,375	160,701

	農業集落排水事業費用	49,822	35,770	34,876	34,196	33,384	35,788	32,008	31,493	30,728	30,183
	営業費用 (経費、人件費等)	44,000	29,645	29,314	29,166	28,849	31,714	28,403	28,282	27,985	27,877
	営業外費用 (企業債の支払利息)	5,822	6,125	5,562	5,030	4,535	4,074	3,605	3,211	2,743	2,306
	農業集落排水事業資本的支出	185,521	40,514	41,732	33,444	34,891	31,698	46,094	33,660	31,235	135,744
	建設改良費 (施設整備)	149,433	4,525	4,474	0	2,803	0	11,398	192	0	106,297
	企業債償還金 (企業債の元金償還)	36,088	35,989	37,258	33,444	32,088	31,698	34,696	33,468	31,235	29,447
	支出合計 (現金支出を伴わない減価償却費は含まない)	235,343	76,284	76,608	67,640	68,275	67,486	78,102	65,153	61,963	165,927

収支 (収入合計 - 支出合計)	1,116	-5,601	-6,427	-3,961	-4,072	-6,760	-7,839	-7,341	-5,588	-5,226
------------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

資金残高 (使用料改定を行わない場合)	20,423	14,822	8,395	4,434	362	-6,398	-14,237	-21,578	-27,166	-32,392
---------------------	--------	--------	-------	-------	-----	--------	---------	---------	---------	---------



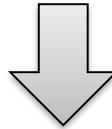
経営戦略の目標「資金不足を解消し、令和15年度に資金残高1千万円を確保」を達成するためには、34%の改定が必要です。

資金残高 (令和8年度に34%改定した場合)	20,423	14,822	14,331	16,148	17,704	16,422	13,917	11,768	11,236	10,935
------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

3 農業集落排水施設使用料の改定(案)

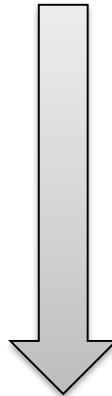
(2) 使用料改定までの流れ

1 現行の農業集落排水施設使用料(人数割)



世帯人員等に応じた「人数割」から、水道使用量に応じた「従量制」へ見直すことで、農業集落排水施設使用料の**負担の公平性**を高める。

2 下水道使用料と同じ体系(従量制)へ変更



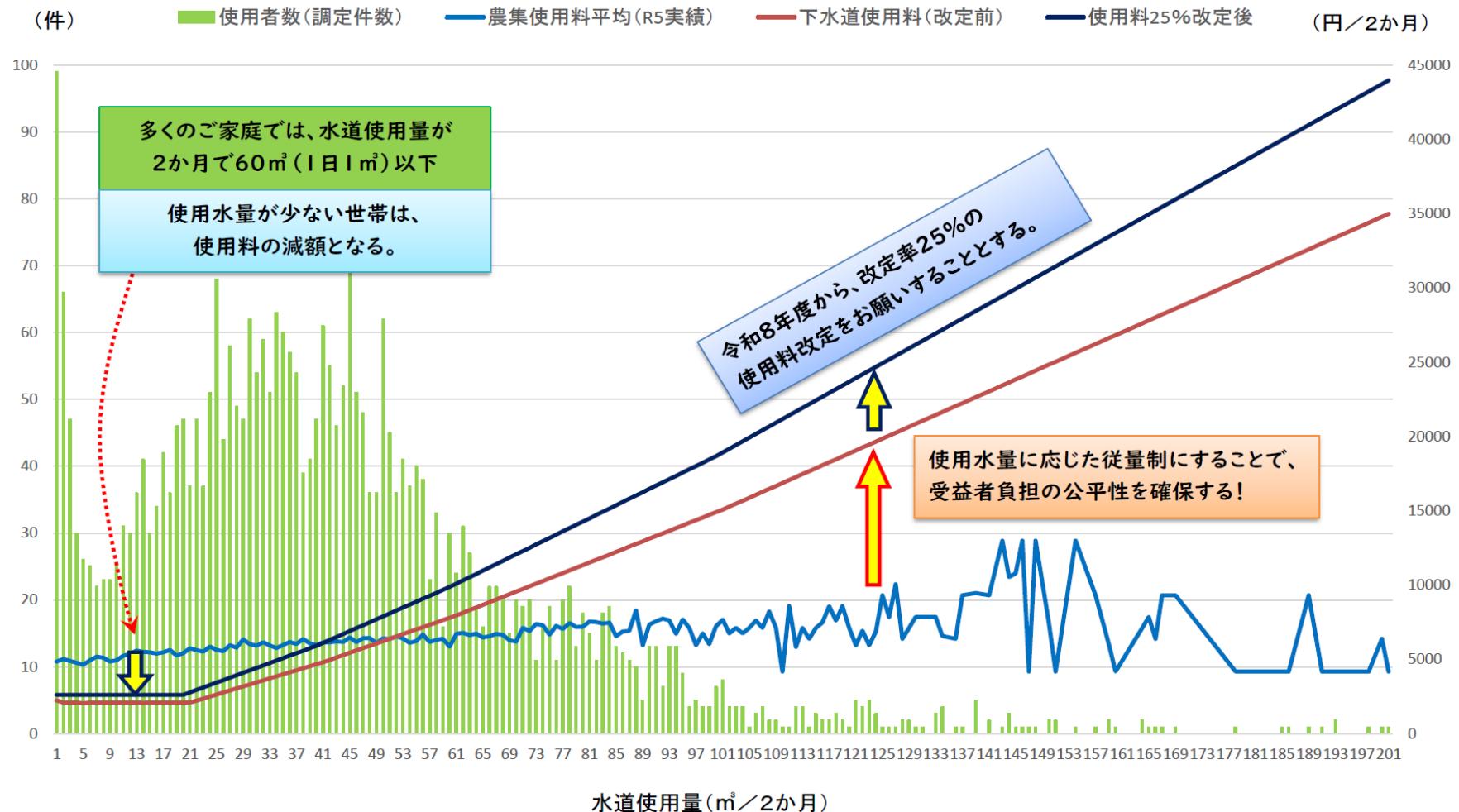
従量制に見直しても町の使用料収入総額(年間約2千万円)は変わらないため、経営戦略の結果を踏まえ、使用料の改定を行うことで**経営の安定化**を図る。

経営戦略による試算では**34%**の改定が必要となります、利用者負担の急増を防ぐため、**34%**を一度に改定するのではなく、経営戦略の見直し(3~5年ごと)に合わせ、段階的に改定を検討することとします。

3 令和8年度から、体系を従量制へ変更するとともに、下水道使用料と同様の改定率**25%**の使用料改定をお願いすることとします。

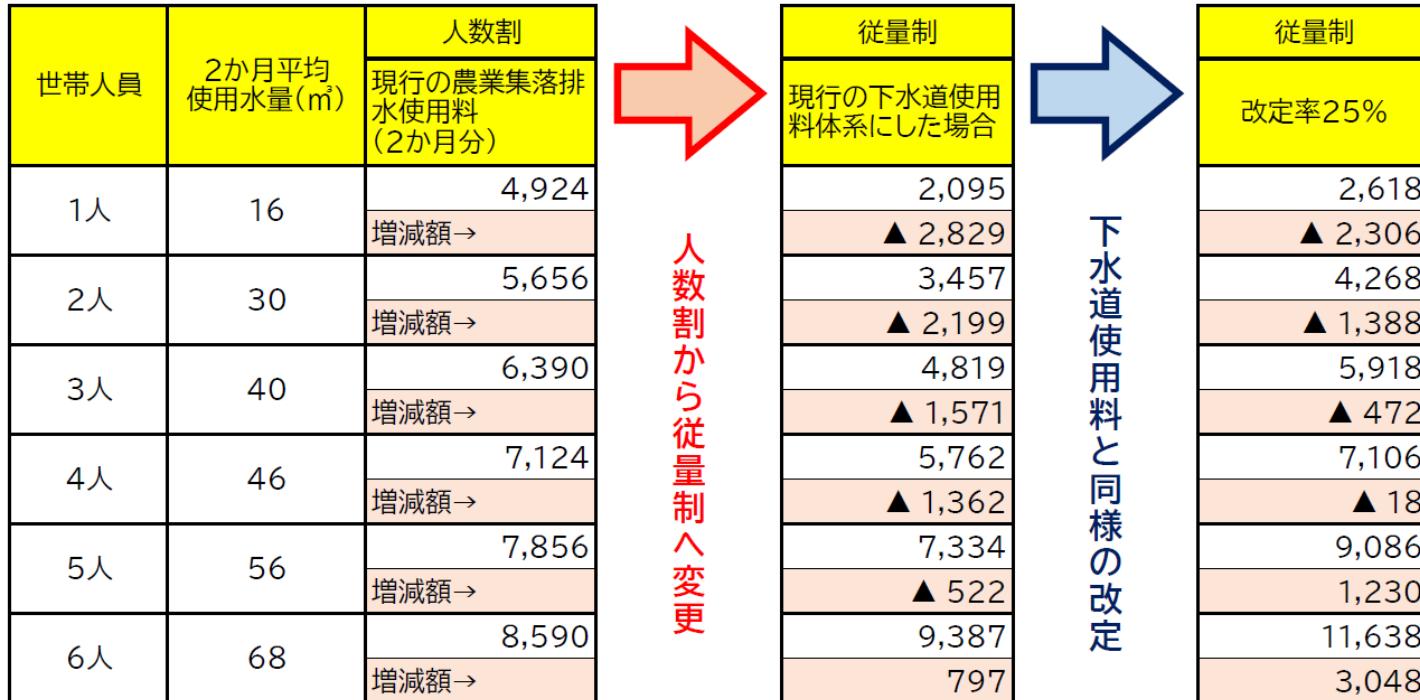
3 農業集落排水施設使用料の改定(案)

(3) 農業集落排水施設使用料の改定イメージ



3 農業集落排水施設使用料の改定(案)

(4) 改定による使用料シミュレーション



世帯人員	2か月平均 使用水量(m ³)	人数割
		現行の農業集落排 水使用料 (2か月分)
1人	16	4,924 増減額→
2人	30	5,656 増減額→
3人	40	6,390 増減額→
4人	46	7,124 増減額→
5人	56	7,856 増減額→
6人	68	8,590 増減額→

従量制

現行の下水道使用 料体系にした場合
2,095
▲ 2,829
3,457
▲ 2,199
4,819
▲ 1,571
5,762
▲ 1,362
7,334
▲ 522
9,387
797

従量制

改定率25%
2,618
▲ 2,306
4,268
▲ 1,388
5,918
▲ 472
7,106
▲ 18
9,086
1,230
11,638
3,048

人数割から従量制へ変更

下水道使用料と同様の改定

改定後の使用料表については、**今回は下水道使用料と同様**とします。
ただし、今後行う経営戦略の見直し(3~5年ごと)の結果によっては、
下水道使用料と異なる使用料表となる場合もあります。

4 答申書(案)の検討

(1) 使用料改定の必要性について

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業の現状

(2) 改定率について

- ・経営戦略の改定結果を踏まえて算出

(3) 使用料体系及び使用料表について

- ・使用水量に応じた従量制とする。
- ・基本使用料と超過使用料に同様の改定率(25%)を適用する。

(4) 改定実施時期について

- ・県の維持管理負担金の改定に合わせ、令和8年度からとする。

(5) 審議会附帯意見について

- ・継続した経営健全化の取組みに努めること
- ・経営戦略の改定時期に合わせ、定期的に使用料を見直すこと
- ・町民(使用者)への周知、丁寧な説明を行うこと

5 今後の予定

年 月	内 容	備 考
令和6年 7月30日	令和6年度埼玉県流域下水道運営協議会流域別会議	維持管理負担金の改定説明
令和6年 8月22日	令和6年度第1回下水道事業審議会	経営戦略改定の概要説明
令和6年 9月 9日	経営戦略改定についてパブリックコメント実施	10月8日まで
令和6年 9月20日	議会全員協議会に報告	経営戦略改定について
令和6年 9月24日	令和6年度埼玉県流域下水道運営協議会流域別会議	負担金試算結果(3通り)の提示
令和6年10月29日	経営戦略を改定	
令和6年11月26日	令和6年度第2回下水道事業審議会	使用料改定について諮問
〃	議会全員協議会に報告	使用料改定について
令和6年12月25日	令和6年度埼玉県流域下水道運営協議会流域別会議	負担金試算結果(2通り)の提示
令和7年 3月18日	令和6年度第3回下水道事業審議会	改定(案)・答申書(案)の検討
令和7年 4月	審議会会長から町長へ使用料改定について答申	
令和7年 9月	使用料改定に関する条例改正(案)の上程	
令和8年 4月	公共下水道、農業集落排水の使用料改定	